

確認問題4 解答 & 解説

時効

問1【正解:○】

法的安全性のために、時効の効力はその起算日に遡らせ、また時効完成前に、債権者がその強い立場を利用して「時効を主張したら金は貸さない」など時効制度の趣旨に反する権利の濫用の防止をする意味もあります。なお、時効進行中の時効の利益の放棄は、相手方の権利を承認（自己の債務の承認）したことになるため、時効が更新します。

問2【正解:○】

設問文のとおりです。仮処分のほかに、仮差押えによってその事由が終了した時からも、6カ月間猶予されます。

しかし、裁判外で単に請求（催告）をしただけのときは、その間に承認等がない場合は、その時から6カ月以内に裁判上の請求をしなければ、更新の効力は発生しません。

問3【正解:×】

訴えの却下とは、訴えが認められないということ（門前払い）で、更新の効力は生じません。訴えの取下げの場合も同様です。

問4【正解:○】

時効が更新すると、それまでに経過した時効期間は無意味となり、再びゼロから出発します。

問5【正解:○】

悪意でも所有の意思をもって、平穩かつ公然とは、自分の物として法に抵触せず、正々堂々として、ということです。なお、賃貸借のときは、所有の意思が認められないため、時効取得できません。

問6【正解:○】

不動産の場合は、その占有の始めに「善意で且つ無過失」であれば、半分の10年になります。

問7【正解:×】

債権は権利を行使することができることを知ったときから5年、権利を行使することができる時から10年間、債権又は所有権以外の財産権（地上権、地役権など）は20年間行わないことにより消滅します。なお、所有権の場合は、時効によってAからBへ所有権が移転することはあっても、時効によっては消滅しません。

①権利を行使できる時とは？

債権の種類		時効の起算点=権利を行使することができる時
期限の定めのある債権	確定期限付き	その期限の到来時
	不確定期限付き	
期限の定めのない債権		契約成立時

②一定期間とは？

債 権	権利を行使することができる事を知った時から	5 年
	権利を行使する事ができる時から	10 年
	人の生命または身体の障害による損害倍書請求権	20 年
所有権以外の財産権(地上権・地役権)		20 年
確定判決により確定した債権 (判決確定時に弁済期が到来していない債権については、適用しない)		10 年

問 8 【正解○】

確定判決によって確定した権利については、10 年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は 10 年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

ただし、前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

ポイント

改正前では、一般的な債権の消滅時効は 10 年であり、それ以外に職業別の 1 年、2 年、3 年という短期消滅時効が規定されていました。

これらの短期消滅時効についても、確定判決で確定した場合は、10 年を経過しないと消滅時効が完成しないというのが、改正前の 174 条の 2 でした。

一般的な債権は、174 条の 2 の適用を受けずとも、10 年の消滅時効期間でした。

改正後は、一般的な債権の原則的な消滅時効が 5 年になると共に、短期消滅時効がなくなりました。

これにより、一般の 5 年の消滅時効期間の債権が、確定判決により 10 年の消滅時効期間になることになりました。このように、条文の内容は変わりませんが、実質的な適用場面が変わったといえると思います。

確定判決と同一の効力を有するものとは、訴訟上の和解調書や家事調停調書、仮執行宣言付の支払督促(異議のない場合)などがあります。

問9【正解:×】

代理占有

Aは善意無過失で占有を開始

↓

A自身の占有7年+Cによる代理占有3年=10年間

所有の意思をもって、平穩かつ公然と他人の不動産を占有した者が、占有の開始の時に善意無過失であれば、10年で時効取得することができます。(民法第162条2項)

この占有には、他人に賃貸したなど“代理占有”も含まれ(第181条)、したがってAがCに3年間賃貸しても、Aは所有の意思まで放棄したわけではなく、通算10年経過すれば時効取得できます。

問10【正解:○】

善意・無過失は占有開始時点で判断する

Aは善意無過失で占有を開始

↓

A自身の占有7年+A自身による占有3年=10年間

(善意・無過失) (悪意)

占有開始時に“善意無過失”であれば、たとえ占有開始後に悪意者(他人物と気がついた)となっても、通算10年経過すれば時効取得することができます(第162条2項)。

問11【正解:○】

時効完成前に土地が譲渡されたとき

Aは善意無過失で占有を開始

↓

A自身の占有7年+A自身の占有3年=10年間

(登記名義人D) (登記名義人B)

判例によれば、時効取得した者は、その登記がなくても、時効により権利を失う者に対して所有権を主張することができます。

また、時効が完成する“前”にBからDその他に所有権が移転されても、それには関係なく、Aは、時効完成時点の登記名義人Dに対して、時効取得を主張できます。

つまり、B名義がD名義になっただけであり、AとDとの関係は、Aの占有につき当事者関係であって、登記がなければ対抗できない第三者の関係(第177条関連)ではありません。

問 12 【正解:○】

他主占有は時効取得できない

賃借権に基づくAの占有20年(他主占有)

→ Aは、その土地の所有権を時効取得することはできない

Bが賃料の請求をしていないことやAが賃料の支払いをしていないことなどとは関係なく、Aの占有の開始が所有の意思ではなく、賃借権に基づくものなのでAの占有は時効取得の要件である自主占有とは言えません。(他主占有)

したがって、Aは、自主占有に変更しない限り〔以後その土地を自分の所有地として占有する旨をBに明示して占有を続けるか、新権原により所有の意思をもって占有を開始すること〕、今後、何年占有していても時効取得することはできません(第 162 条)。

所有権の取得時効		
条文		対象
162 条 1 項	20 年間所有の意思を以て平穩且つ公然に他人の物を占有したる者はその所有権を取得す。	他人の物
162 条 2 項	10 年間所有の意思を以て平穩且つ公然に他人の不動産を占有したる者がその占有の開始時に善意・無過失なときはその不動産の所有権を取得す。	他人の不動産

※通説では、162 条2項は、不動産だけでなく、動産にも類推適用すべきとしています。

所有権以外の財産権の取得時効	
163 条	所有権以外の財産権を自己の為にする意思を以て平穩且つ公然に行使する者は前条の区別に従い 20 年又は 10 年の後その権利を取得す。
通説 判例	(1) 地上権・永小作権 (2) 地役権(283 条)→地役権は継続且つ表現のものに限り時効に因りこれを取得することを得。 (3) 賃借権

問 13 【正解:○】

消滅時効の起算点－確定期限

消滅時効は、権利行使できるようになったときから進行を開始します。(166 条 1 項)

代金支払期日(確定期限)を定めたときは、Aの代金支払請求権の消滅時効は、その期日から進行します。

	履行期（遅滞責任の発生時）	消滅時効の起算点
確定期限	期限が到来した時	期限が到来した時
不確定期限	期限が到来し、かつ 債務者がそのことを知ったとき	期限が到来した時
期限の定めなし	原則として、 履行の請求を受けたとき	債権が発生した時
停止条件付債務	条件成就後、 履行の請求を受けたとき	条件が成就した時

問 14 【正解:×】

消滅時効の起算点－不確定期限

工事中の地下鉄が完成したらBは代金を支払うというのは、不確定期限が付されている債権です。不確定期限の債権は、期限が到来したことを債権者が知らなくても、その期限が到来したときから進行をはじめます。したがって、本肢では「Aが地下鉄の完成を知ったとき日から」となっているので×になります。

問 15 【正解:○】

債権者の長期入院

Aが長期入院した場合でも、Aの代金請求権の消滅時効の更新事由にはならない。このため、「Aの代金請求権の消滅時効は進行する」とした本肢は正しい。

参考 天災その他避けることができない事変のため、裁判上の請求等の手続きを行うことができないときは、その障害が消滅した時は、その障害が消滅した時から 3 カ月を経過するまでの間は、時効は完成しません。従って、長期入院などは、天災その他避けることができない事変には該当しません。

問 16 【正解:○】

時効の更新の消滅時効

時効の更新があるとそれまで進行していた期間はゼロ・カウントにリセットされます。消滅時効の更新があった場合は、原則として、更新の事由が終了した時から更に消滅時効の進行が始まります(157 条 1 項)。

問 17 【正解:○】

元々の債務の消滅時効が10年に満たないものでも、確定判決後は10年になる

消滅時効の更新があった場合は、更新の事由が終了した時から更に消滅時効の進行が始まります。(157 条 1 項)また、裁判上の請求によって更新した場合は、裁判が確定した時より進行します。(157 条2項)

元々の債務の消滅時効が10年に満たないものであったとしても、確定判決や和解などで債務が確定するとその消滅時効は10年になり、再びゼロからのスタートになります。

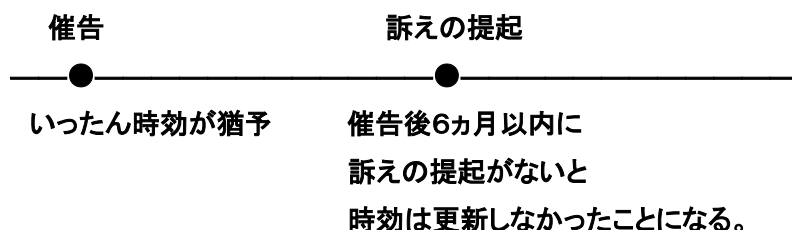
問 18 【正解:×】

時効の猶予は催告時

要注意

裁判外で催告した場合は、時効が猶予されるのは、訴えを提起したときではなく催告した時点です。(147 条 1 号)

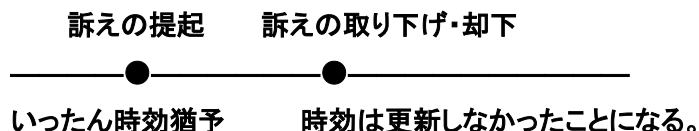
しかし、催告によっていったん猶予した時効も、催告後6ヵ月以内に訴えを提起しないと時効は更新しなかったことになります。(153 条)



問 19 【正解:×】

訴えを取り下げ、訴えが却下の場合、時効は更新しない

訴えを提起しても、訴えを取り下げ、訴えが却下の場合、時効は更新しなかったことになります。(149 条)



問 20 【正解:×】

弁済期の定めのない貸金債務の消滅時効の起算日はいつか?

弁済期(返済の時期)を定めない貸金債権は、その返済を求めることができる日、つまりAがお金を貸した日が消滅時効のスタート地点です(履行期を定めなかった債権は貸した日からいつでも請求することができる)。

したがって、時効更新や時効の猶予がなければ、貸した日から10年間で時効によってこの債権

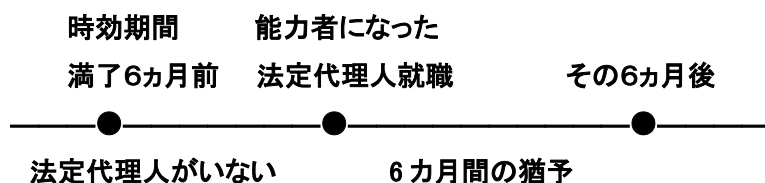
は消滅します。本肢は、このため×になる。

問 21 【正解: ×】

債権者が破産手続に参加しても、その参加を取り消し、その請求が却下された場合は、時効更新の効力は生じません。(152 条)

問 22 【正解: ○】

時効期間満了の6ヵ月内に未成年者・成年被後見人に法定代理人がいなときは、その者が能力者になり、また、法定代理人が就職した時から6ヵ月以内は時効が完成しません。(158 条)



消滅時効	
債権	原則として10年(167 条1項)
短期消滅時効	職業別の5年、3年、2年、1年(168 条～174 条)→廃止 →確定判決等で確定したときは10年となる。(174 条の2)
債権でも所有権でもない財産権	20年(167 条2項) 用益物権 (地上権・地役権・永小作権) 抵当権 (抵当不動産の第三取得者や後順位抵当権者との関係では、不行使によって消滅時効にかかる。判例)

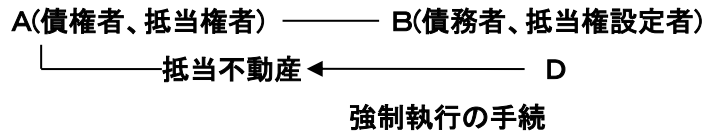
※所有権は消滅時効にかからない。

消滅時効にかからないもの
所有権 ; 留置権、占有権、先取特権、相隣関係、共有物分割請求、質権、抵当権
※抵当権は、債務者及び抵当権設定者(物上保証人を含む)は抵当権の時効消滅を主張できない。(396 条)

問 23 【正解: ×】

時効の中断事由

いきなり「強制執行の手続」という言葉が出てきて驚きますが、このような場合、基本に立ち返ってそこから判断していくしかありません。



Aが消滅時効の猶予・更新をするには、裁判所で権利行使をする(裁判上の請求、差押・仮差押・仮処分、破産手続参加)、または、Bから債務の承認をとる必要があります。

他の債権者が行った強制執行の手続に対して、単に債権の届出をすることはこの中のどれにあたるのか、と考えてみると、どうも該当しないようだ判断できます。

○判例でも、単に債権の届出をただけでは時効中断事由にはならない、としています。(最高裁・平成元.10.13)

○強制執行とは、債務者が債務を履行しないときに、国家の強制力によって債権者の権利を実現するための制度で、担保権の実行としての競売とは別です。(民事執行法)

問 24 【正解: ×】

和解後の消滅時効の起算日ー返済期日が1年先の場合

引っ掛け問題。『和解成立のときから』ではなく、返済期日が1年後なので『和解成立の1年後から』[つまり、和解で定められた返済期日から]10年です。

確定判決や和解成立によって確定した債権の消滅時効の期間は、弁済期がすでに到来していた場合(確定後すぐ弁済しなければならないとき)は、確定判決時または和解成立時を起点として10年であることは言うまでもありません。